

岩手県監査委員告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年12月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 耆朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県大阪事務所	平成28年10月31日	高橋 元 吉田 政司
岩手県名古屋事務所	平成28年10月17日	吉田 政司
岩手県福岡事務所	〃	〃
岩手県立盛岡農業高等学校	〃	〃
岩手県立平舘高等学校	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

岩手県立盛岡農業高等学校 動物の売払いに当たり、調定を行っていないものが1件、43,420円あったので、適正な事務の執行に努められたい。